

江東区防災関連ツイッター運用要領

平成24年3月21日
総務部危機管理室防災課

(目的)

第1条 本要領は、防災課が取得した江東区防災関連 Twitter アカウント（以下、「区防災ツイッター」という。）を災害時等における区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 区防災ツイッター 防災課が設置・運用する公式ツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) フォロー 他のユーザーのツイートを常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。
- (6) リプライ ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することをいう。
- (7) リツイート ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

(運用主体)

第3条 区防災ツイッターの運営主体は江東区とし、アカウントの管理及びツイートの発信は防災課が行う。

2 区防災ツイッターのアカウントは、koto_bosai とする。

(運用主体等の明示)

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、区防災ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として区防災ツイッターのアカウント名を区防災ホームページに明示し、周知する。

(掲載内容)

第6条 区防災ツイッターでは、以下の情報を掲載することとする。

- (1) 災害時の避難勧告等の緊急情報
- (2) 災害時の避難所情報
- (3) 災害時の生活に直結するライフライン等の情報
- (4) 防災啓発に関する情報
- (5) 災害に関する同報無線放送情報
- (6) その他防災課長が適当と認める情報

(フォロー、リプライ及びリツイートの制限)

第7条 区防災ツイッターでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリツイートは原則として行わないものとする。

ただし、政府機関、東京都、地方公共団体等の発信する公益性の高いツイートであり、

かつ防災課長が必要と認めるものはこの限りではない。

(運用要領の変更)

第8条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、区防災ツイッター又は区防災ホームページに明示し、周知する。

(その他)

第9条 その他、本要領の実施について必要な事項は、防災課長が別に定める。

付 則

本要領は、平成24年4月2日から施行する。